

発生事例 —物損（灯火）—

関東地方整備局 港湾空港部
令和 3年 3月

発生事例(物損・灯火)

ダンプが現場から離脱時に誘導路灯に接触し破損させた。

【事故概要】

ダンプトラックが、積込みを完了し現場から離脱しようとした際、前方にあった灯火に気が付かず、仮設化されていた誘導路灯に接触し破損させた。

発生状況

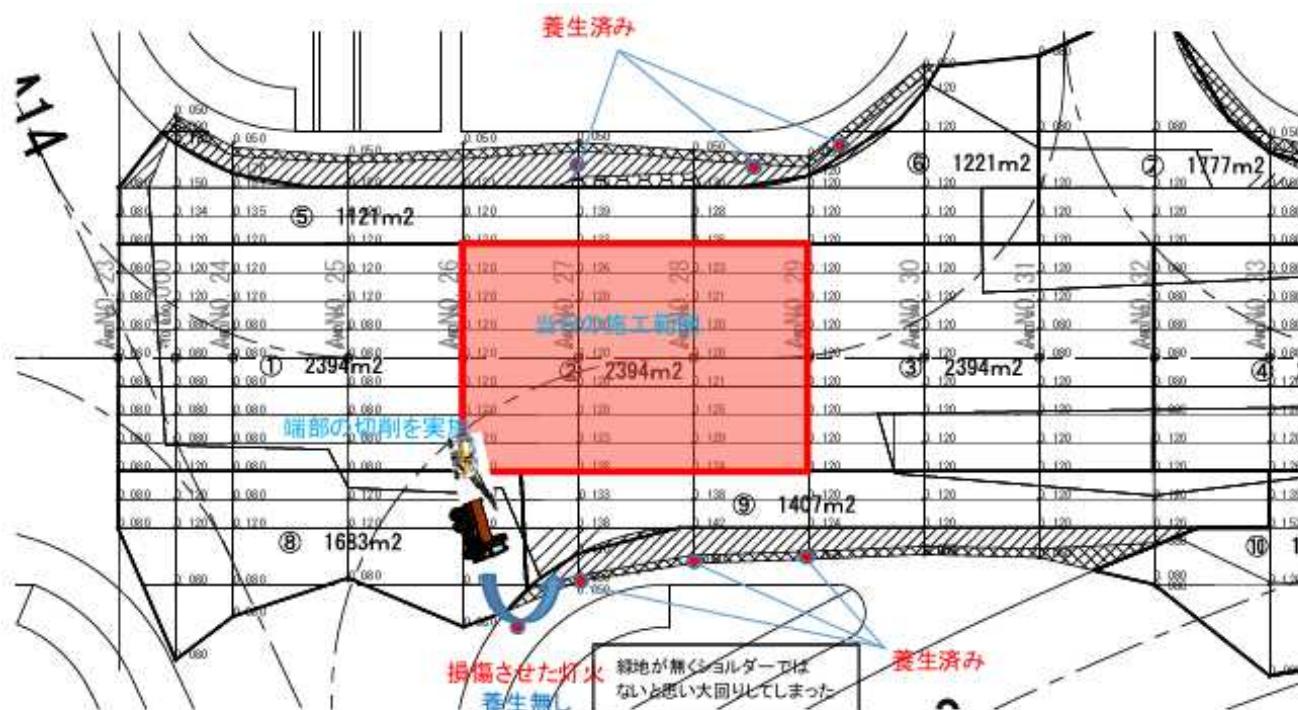


写真1. 事故発生状況



写真2. 現実状況

【発生原因】

- ① 灯火養生は行っていたが、今回損傷した灯火は施工箇所から少し距離があつたため養生していなかった。
- ② 端部を切削時に斜めとなるダンプに対する運行ルートの指示が不足していた。
- ③ ダンプの運転者は、前方の確認が不足しショルダーの位置に気付けずショルダー内に進入してしまった。

【再発防止対策】

- ① 施工エリア内の航空灯火はその距離によらず全て養生を行う。
- ② ダンプトラックの運行ルート、立入禁止エリア、離脱時の旋回方向等を明確に指示する。
- ③ 関係する作業員及び運搬業者に対して今回の事故内容及び原因を周知し、再発防止に向けた安全教育を行う。

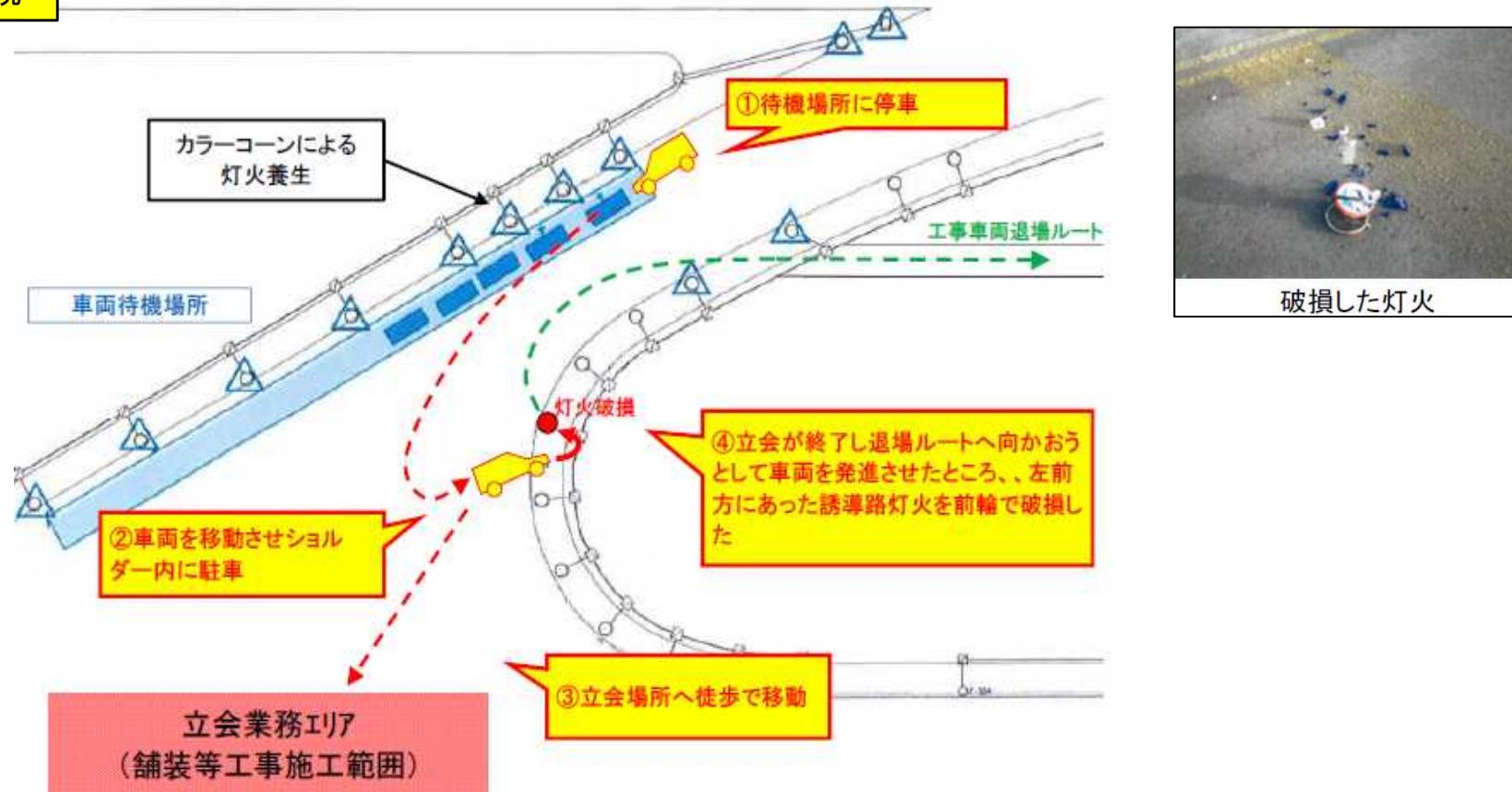
発生事例(物損・灯火)

作業終了後、車両を動かしたら誘導路灯火に接触

【事故概要】

現場立会が終了し、停めていた車両を動かしたところ、誘導路灯火に気付かずに接触した

発生状況



【発生原因】

- ①立会場所に近づくために指定された駐車場から別の場所に車両を移動した。
- ②運転手が乗車前に車の周囲を確認しなかった。
- ③ショルダー内に駐車した。
- ④担当技術員の安全意識が低かった。
- ⑤ショルダー内駐車禁止の周知、情報共有が徹底されていなかった。

【再発防止対策】

- ①繰り返し教育を行い、安全意識を向上させる。
- ②指定された駐車帯に駐車する。
- ③乗車前に周囲の確認を行い、安全を確認する。
- ④ショルダー内の駐車は禁止する。
- ⑤抜き打ちの安全巡回を行い、担当技術者が禁止された行動を取っていないかチェックする。
- ⑥入手した事故事例、安全通達等は確実に周知し、ファイルした資料を事務室におき、いつでも誰でも見られるようにしておく。

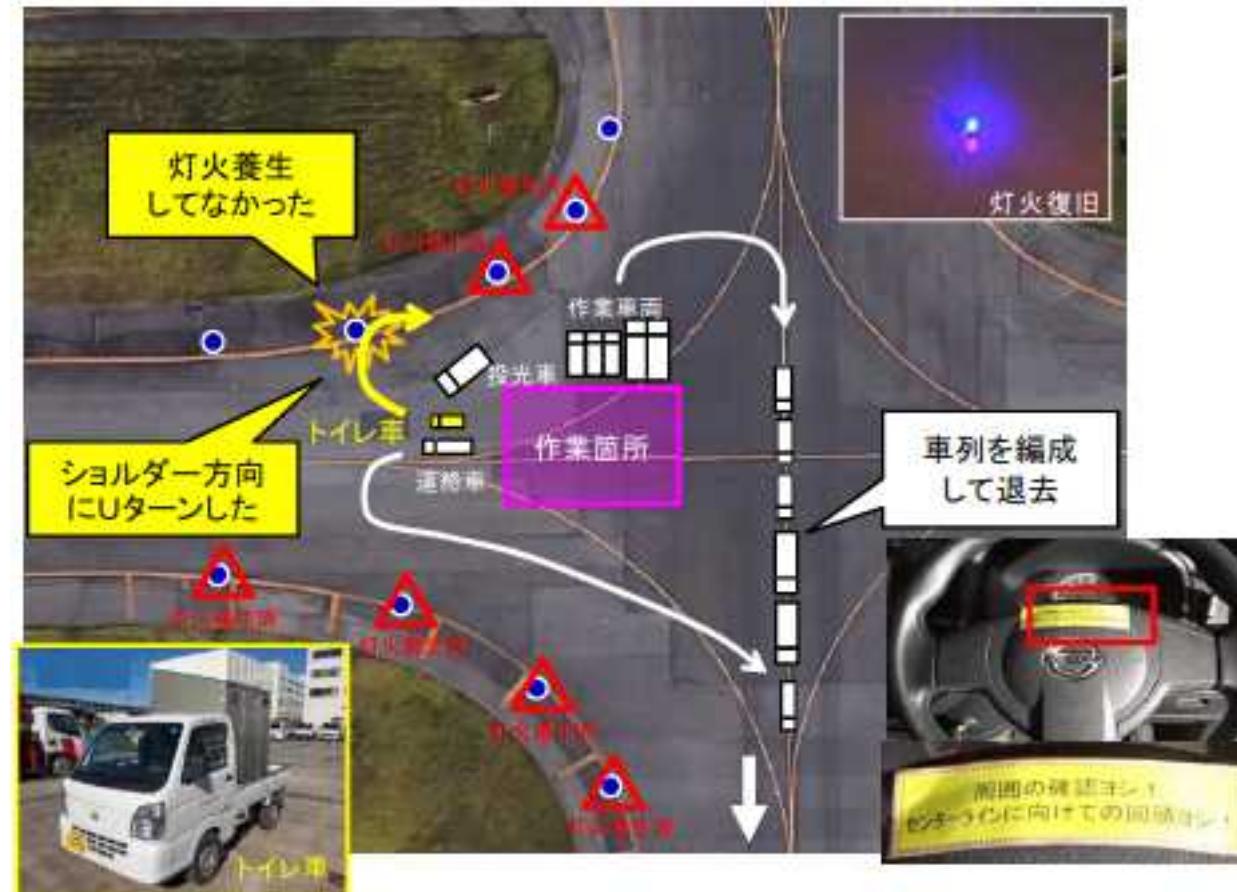
発生事例(物損・灯火)

作業終了後、退去しようとした軽トラックが誘導路灯火を破損

【事故概要】

作業終了後、誘導路から退去しようとしてUターンしたところ、誘導路灯火に接触し破損させた。

発生状況



【発生原因】

- ①車両退去時、前の車両を追いかける形でショルダー方向に向かって回頭させた
- ②ルールや灯火の位置は認識していたが、最後の退去になり焦ってしまい、車両発進前の周囲確認を怠った。
- ③車両進入・退去及び配置について打合せを行っていたが可視化されていなかった。

【再発防止対策】

- ①車両の回頭はショルダーライン側からセンターインに向かって行うように、繰り返し教育を行い、安全意識を向上させる。
- ②ハンドルに注意喚起シールを貼り、車両発進前の周囲確認を忘れないように促す。
- ③車両進入・退去・灯火位置・車両位置・立入禁止区域(灯火養生未設置区域)を図面化し打合せを行い作業員全員に周知する。工事車両が回頭する影響範囲は灯火養生をする。

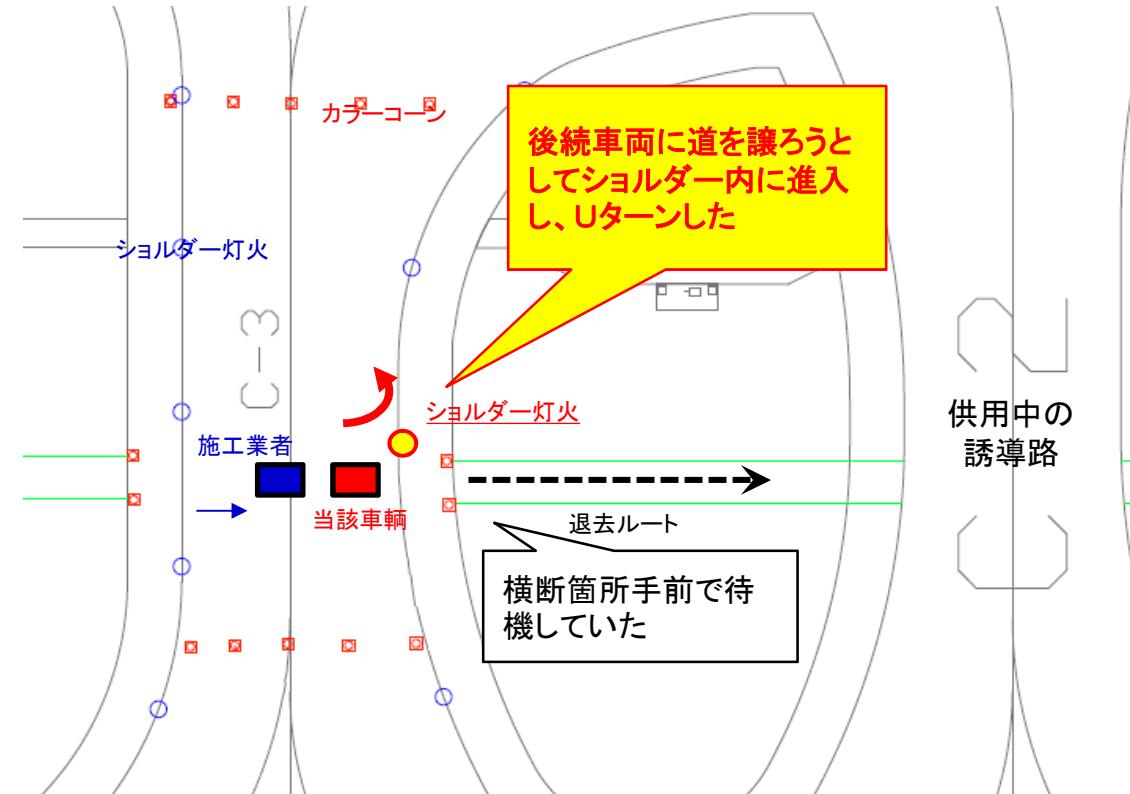
発生事例(物損・灯火)

作業終了後、退去する際に誘導路灯火を破損

【事故概要】

現場立会完了して退去する際に車両でUターンしたところ、誤って誘導路灯火を破損した

事故状況



【発生原因】

- ①後ろから来た工事車両を優先させようと入れ替わる際、Uターンするのにショルダー内に進入した。
- ②日頃からショルダー内に入らない、センターライン付近の走行を守ることを徹底していたが、ショルダー横断時が危険であることの意識が低か

【再発防止対策】

- ①ショルダー及びショルダー付近横断時には設定された車両の通行路を守り、方向を変える。車線を変えることは禁止する。
- ②ショルダー灯火の位置を確認する
- ③所内打合せ時に管理技術者より担当技術者に対し定期的に注意喚起する。

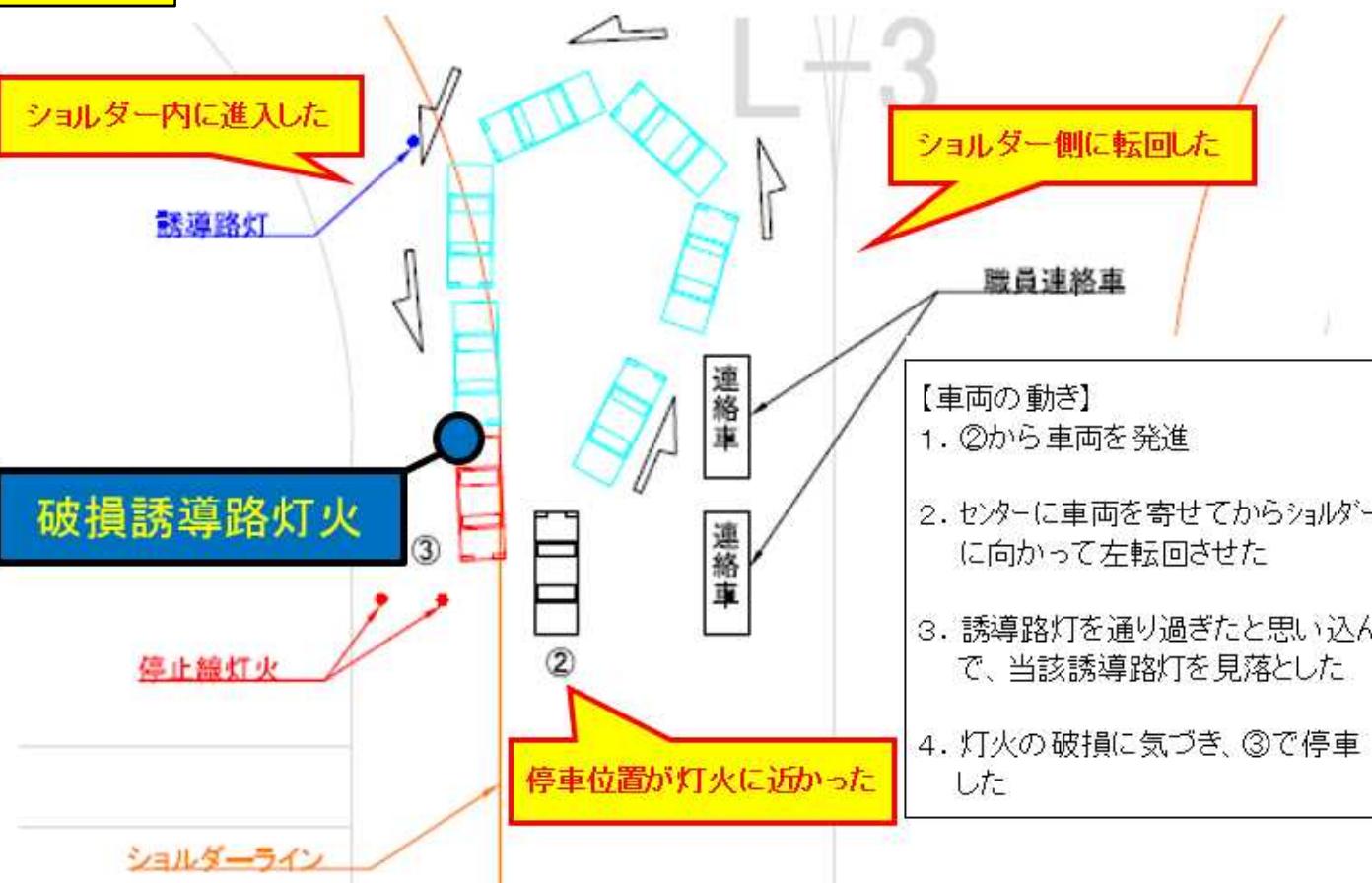
発生事例(物損;灯火)

夜間作業完了後、カラーコーン撤去の際に誘導路灯火を破損

【事故概要】

夜間作業終了後、カラーコーンを撤去した車両がUターンした際、右後輪で誘導路灯火を破損した

発生状況



【発生原因】

- ①場所を移動するため、車両をセンターラインに寄せてからショルダー方向に向かって車両を左転回させた。
- ②ショルダーライン側へ転回した際、灯火を通り過ぎたと思い込み清掃作業及び停止線灯火（移動方向）に視線が行き当該灯火を見落とした。
- ③灯火養生撤去後にショルダー内に進入した。
- ④灯火養生撤去用の車両を停車する位置が灯火に近すぎた。
- ⑤周囲の確認が不足していた。
- ⑥車両の転回はショルダーライン側からセンターライン側に向かって行い灯火に近づかないよう、同種災害事例を活用し周知・回覧していたが、センターイン側に転回すると職員連絡車があり、車の切り返しが発生すると思い、ショルダーライン側へ転回してしまった。

【再発防止対策】

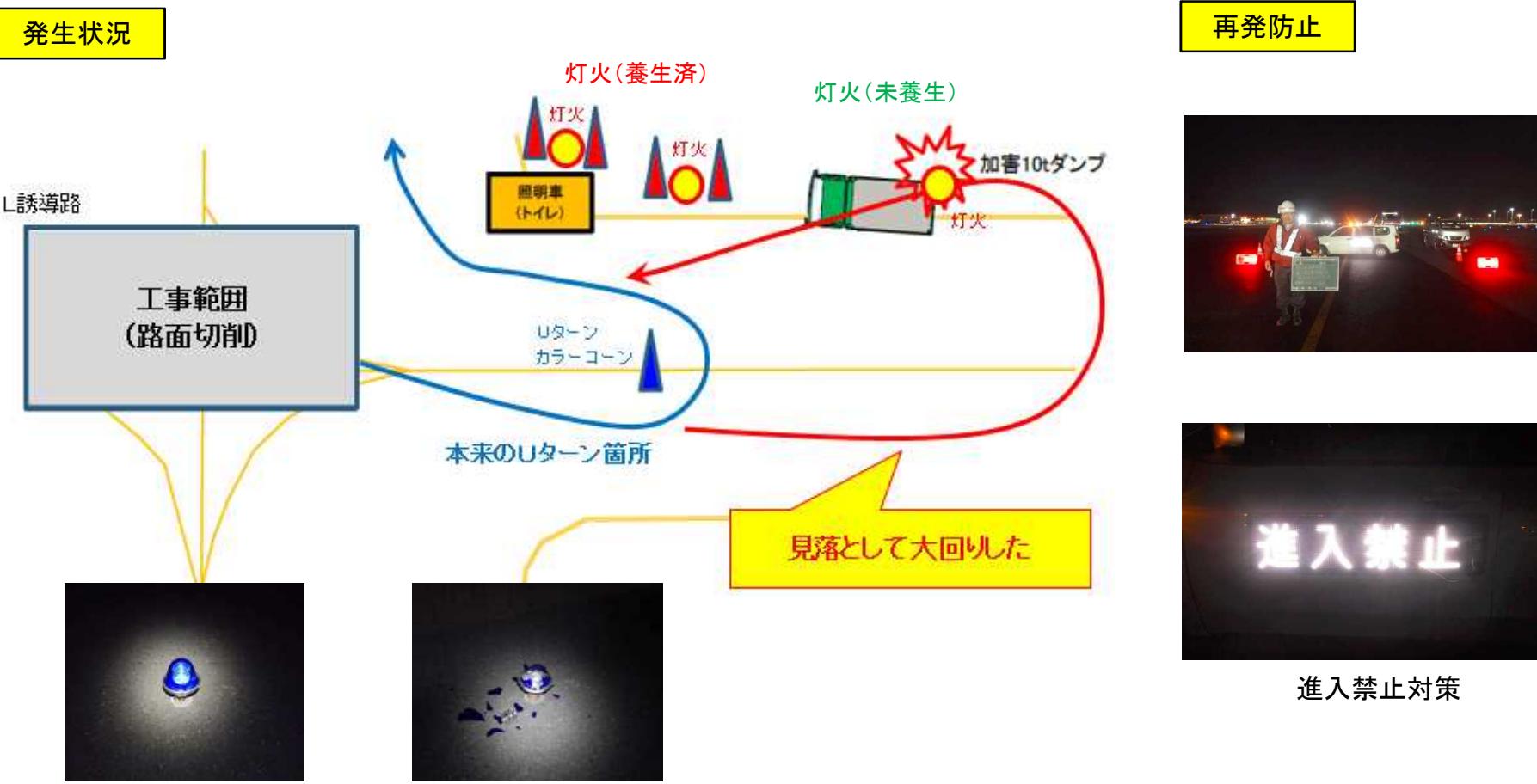
- ①繰り返し教育を行い、安全意識を向上させる。
- ②車両の転回はショルダーライン側からセンターラインに向かって行なう。
- ③全ての作業終了したのを確認してから灯火養生の撤去を開始する。
- ④灯火養生撤去後はショルダーライン内には進入禁止とする。
- ⑤灯火養生撤去用車両を停車させる際は、誘導路方向と平行にして停車し、5m以上誘導路灯火から離隔をとる。灯火養生撤去後は、直進し必ずセンターイン方向に転回する。
- ⑥乗車前に自分の位置・周囲（ショルダーライン・灯火等）の確認を行い、車両発進前に指差確認する。（車内に点検項目を明示。）
- ⑦運転方法の作成、周知を行う。

発生事例(物損・灯火)

Uターン場所を間違えたダンプトラックが誘導路灯火を破損

【事故概要】

路面切削作業中に、廃材を積込んだダンプトラックがUターン場所を間違えて誘導路灯火を破損



【発生原因】

- ①ダンプトラックの運転手がUターン場所を見落とした。
- ②Uターン場所を行き過ぎた場合の対策がなされていなかった。
- ③プラントで行う日々の送り出し教育だけでは不十分であった可能性があった。

【再発防止対策】

- ①Uターン場所を通り過ぎた時用の進入禁止のカラーコーン明示板を取り付けた連絡車を設置する。
- ②灯火の養生範囲をUターン場所から50mの範囲までとする。
- ③通常ルートから逸脱した場合(Uターンし損ねた場合)車両を停止し、元請職員に指示・指導を依頼するよう教育を行う。
- ④当該工事の下請負以外の資材運送会社等を含め、プラントでの日々送り出し教育に加え、車両待機場所にて当日従事する全運転手を集め、元請職員が作業員とは別に朝礼を行い、当日の経路、危険ポイントの再周知・再確認を行う。

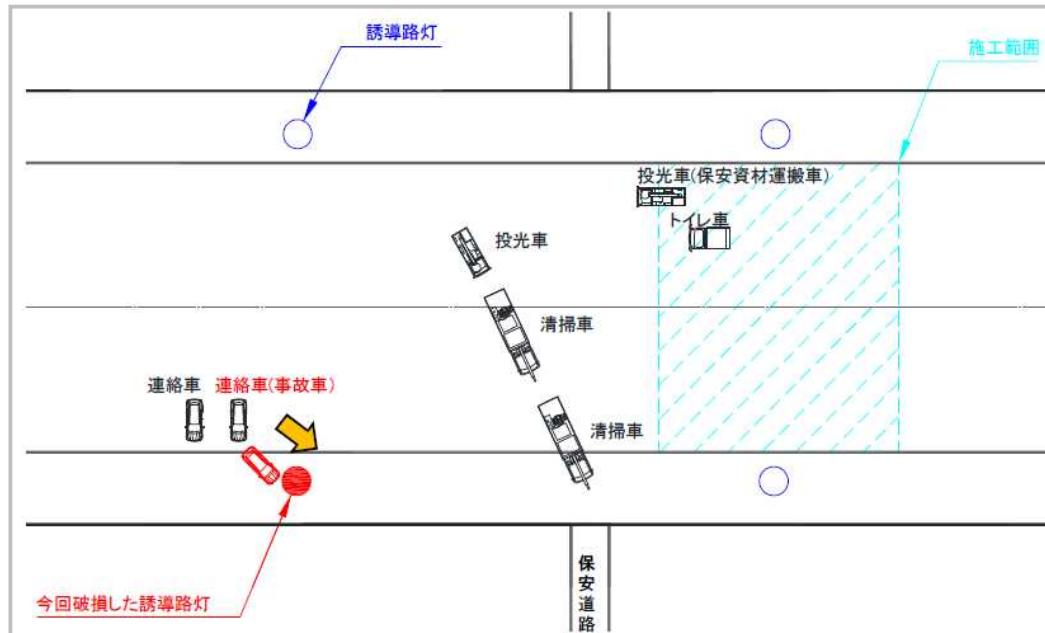
発生事例(物損・灯火)

作業を終えた連絡車が現場から退場する際、灯火を破損

【事故概要】

夜間作業を終えた連絡車が、航空灯火に気付かず接触し破損させた。

発生状況

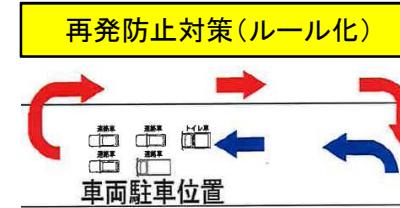


【発生原因】

- ①現場内のルールが徹底されていなかった。

【再発防止対策】

- ①入退場のルール化を図る。
- ②灯火から離隔をとった場所に駐車スペースを設定する。



再発防止対策(注意喚起)

周囲確認をしたか！
駐車位置は問題ないか！
車止め設置・撤去を忘れるな！



発生事例(物損;灯火)

前方不注意により航空灯火に接触し破損させた

【事故概要】

立会のため車両を移動する際、前方不注意により航空灯火に接触し破損させた。

【発生原因】

- ①誘導路に侵入する際、センター付近は退出車の邪魔になると考え、ショルダーに止めてしまった。
- ②本来はショルダーまで入るべきではないことを失念して止めてしまった。
- ③移動の際周囲の状況の確認を怠った。

【再発防止対策】

業務担当技術者に対する安全教育を徹底する。

- ①滑走路、誘導路内の駐車はセンターライン付近にすることを徹底する。
- ②カラーコーン、灯火等航空施設、車両との間隔を常に確認する。
- ③降車、乗車の際は車の周りを確認する。
- ④施工業者と打合せし、現場内の駐車位置について確認する。

発生事例(物損・灯火)

閉鎖中の滑走路を横断し、施工場所に向かう途中の切削機が滑走路灯を破損

【事案概要】

閉鎖中の滑走路を横断し施工現場に向かう途中の切削機が、左斜め方向にある誘導中心線灯を目標に進入するところ、誘導路中心線灯が見えづらくオペレータが左斜め方向への意識が強すぎたことから南側に逸脱し、ショルダーパーで方向転換した際、前方にあった滑走路灯を破損させた。

発生状況



滑走路灯破損写真

【発生原因】

- 1)自走切削機のオペレータが転回時に、周辺の確認を怠った。
- 2)決められた車両の転回方向(センターイン方向)を守らなかった。
- 3)入場ルートの視認性が悪かった。
- 4)入場時の同じ隊列に走行速度の異なる重機を組入れた為、隊列から遅れてしまった。
- 5)航空灯火への安全意識、入場ルートに対する教育が不十分であった。

【再発防止対策】

- 1)転回前に灯火等の位置を確認したうえで、灯火と反対方向に転回する。
- 2)車両は必ずセンターイン方向(中心側)に転回するよう、教育及び指導する。
- 3)滑走路横断箇所の目印(カラーコーンや交通整理灯)の設置と誘導員を配置する。
- 4)自走する重機には先導車を配置する。
- 5)灯火損傷防止に関する危険予知活動を必須項目として実施。また、制限区域内の運行ルールの唱和を毎朝礼時に実施。